

「静雲荘指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(大分県指定第 4470200389 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です

目 次

1 事業者	2
2 事業者の概要	2
3 職員の配置状況	4
4 契約締結からサービス提供までの流れ	5
5 当事業所が提供するサービスと利用料金	6
6 サービス提供における事業者の義務	10
7 サービスの利用に関する留意事項	10
8 損害賠償について	11
9 サービス利用をやめる場合	11
10 苦情の受付について	12

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 友愛会
- (2) 法人所在地 大分県別府市大字野田1293番地の1
- (3) 電話番号 0977-67-2311
- (4) 代表者氏名 理事長 明 石 秀 信
- (5) 設立年月日 昭和50年4月2日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年4月1日指定
大分県4470200389号
※当事業所は特別養護老人ホーム静雲荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します
- (3) 事業所の名称 静雲荘ショートステイ事業所
- (4) 事業所の所在地 大分県別府市大字野田1293番地の1（湯山5組）
- (5) 電話番号 0977-67-2311
- (6) 事業所長（管理者） 荒 金 一 生
- (7) 当事業所の運営方針

慈（やさしく）愛

協（なかよく）力

自（がんばる）立

昭和50年1月に特別養護老人ホーム静雲荘を開所以来、上記の合い言葉を大きな三本柱として高齢者の方々の生活介護にあたってまいりましたが、静雲荘ショートステイ事業におきましても、一人一人の職員が慈愛、協力、自立を胸に深く刻み込み、ご契約者の方々が、どのようなサービスの提供を望んでいらっしゃるのか？ どのようにすればそのご希望に沿うことができるのか？を常に自問自答し、明るい笑顔を絶やすことのないよう、事業所の運営にあたってまいりたいと思っています。

- (8) 開設年月日 平成7年3月31日
- (9) 営業日及び営業時間
年中無休
＜受付時間＞ 月～金 8時～17時 土・日・祝日 9時～17時

(10) 建物の構造 鉄筋コンクリート造地上1階

(11) 建物の延べ床面積 197.1㎡

(12) 利用定員 11人

(13) 事業所の周辺環境

別府明ばん温泉から車で2～3分の距離にあり、風光明媚な高台に位置し、豊かな緑に囲まれて、都会の喧騒から離れ、毎朝小鳥の囀りに目を覚ますことができる……そんな、ご高齢者の憩いの場となる環境に恵まれています。

(14) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室と2人部屋をご用意しています。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室 (1人部屋)	4室	
2人部屋	4室	※1室のみ半分倉庫にて1人部屋
合 計	8室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 低周波治療器、高周波治療器、起立台 温熱治療器、平行棒等 カラオケ等
浴 室	2室	一般浴槽 機械浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設、設備です。この施設、設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担頂く費用はありません。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります、その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

※居室に関する特記事項

- ・トイレの場所……男性用、女性用各トイレを設置すると共に障害のある方にご利用いただける障害者用トイレを介護職員室の隣に設置しています。

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置職員の職種>

介護職員

- ・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。

1 1 名の利用者に対して昼夜各 1 名の介護職員を配置しています。

生活相談員

- ・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 1 名の生活相談員を配置しています。

看護職員

- ・主にご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
- 1 名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

- ・ご契約者の機能訓練を担当します。
- 1 名の機能訓練指導員を配置しています。

医 師

- ・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 内科・泌尿器科一か所、精神科一か所の各協力病院があります。

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤換算	指定基準
1 事業所長(管理者)	1	1 名
2 介護職員	2	2 名
3 生活相談員	1	1 名
4 看護職員	1	1 名
5 機能訓練指導員	1	1 名
6 介護支援専門員	1	1 名
7 医師		必要数
8 栄養士	1	1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1 医師 別府湾腎泌尿器病院 (内科・泌尿器科)	毎週月曜日・金曜日 13:00～16:00 14:00～15:00
鶴見台病院(精神科)	月2回 指定なし
2 介護職員	標準的な時間帯における人員 早朝・深夜: 17:30～8:00 日中: 8:00～17:30
3 看護職員	標準的な時間帯における人員 日中: 8:00～11:00
4 機能訓練指導員	月曜日～金曜 9:00～11:00 14:00～16:00

※1 医師に関しては、かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医優先となります。

4 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)

1 事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

2 その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及び家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

4 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービスの提供の流れは次の通りです。

1 要介護認定を受けている場合

※居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

※短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

※介護保険給付き対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。(償還払い)

居宅サービス計画 (ケアプラン)

※作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

※介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

2 要介護認定を受けていない場合

※要介護認定に必要な支援を行います。
※短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
※介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

※居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

自立と認定された場合

※契約は終了します。
※既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

※作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
※介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己分金額)をお支払いいただきます。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分は、負担割合に応じ介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

1 食 事 (但し、食材料費は別途いただきます。)

- ・当事業所では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食・8:00 昼食・12:00 夕食・18:00

2 入 浴

- ・入浴は、火曜日と金曜日の週2回行います。
- ・清拭は、毎日午前中にご契約者全員に行います。
- ・お体の極度にご不自由な方は、機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

3 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

4 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

5 その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞ （契約書第８条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。）

利用料金表【令和３年８月１日から】

介護度	負担区分	基本料金	居住費	食費
要支援 1	第１段階	451	0	300
	第２段階	451	430	600
	第３段階①	451	430	1000
	第３段階②	451	430	1300
	第４段階	451	915	1445
要支援 2	第１段階	561	0	300
	第２段階	561	430	600
	第３段階①	561	430	1000
	第３段階②	561	430	1300
	第４段階	561	915	1445
1	第１段階	603	0	300
	第２段階	603	430	600
	第３段階①	603	430	1000
	第３段階②	603	430	1300
	第４段階	603	915	1445
2	第１段階	672	0	300
	第２段階	672	430	600
	第３段階①	672	430	1000
	第３段階②	672	430	1300
	第４段階	672	915	1445
3	第１段階	745	0	300
	第２段階	745	430	600
	第３段階①	745	430	1000
	第３段階②	745	430	1300
	第４段階	745	915	1445
4	第１段階	815	0	300
	第２段階	815	430	600
	第３段階①	815	430	1000
	第３段階②	815	430	1300
	第４段階	815	915	1445
5	第１段階	884	0	300
	第２段階	884	430	600
	第３段階①	884	430	1000
	第３段階②	884	430	1300
	第４段階	884	915	1445

☆その他介護保険において当施設でご契約者様にいただいている加算は以下の通りです。

- ・短期生活サービス提供体制加算Ⅰ（22 円／日）
- ・短期入所生活介護送迎加算（自宅まで送迎した場合、184 円）
- ・短期生活処遇改善加算（Ⅰ）…基本サービス+各種加算に14%の加算

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事の材料・調理に係る費用は別途いただきます。（下記（2）参照）

※水光熱費に係る費用を、居住費として別途頂きます。（下記（2）参照）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

1 食事の材料の提供（食材料費・調理費）

ご契約者に提供する食事の材料に係る費用です。

料金：1 日あたり 1, 445 円

（朝食 321 円 昼食 522 円 夕食 602 円）

2 滞在費

水光熱費の費用です。

料金：1 日あたり 430 円 ※4 段階の方は915 円

※【食費と居住費の詳細について】

食費・居住費につきましては、各ご利用者様ごと負担割合が異なります。負担区分につきましては上記（利用料金表）のとおりとなります。

1 日当たりの上限金額です

3 理髪サービス

2 か月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用頂けます。

料金：1 回あたり2, 200 円（カット・ブローのみ）※令和1 年10 月より

4 レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

5 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担頂きます。

○1 枚につき 10 円

6 日常生活上必要な諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担頂くことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

・ティッシュペーパー

・おやつ

・その他日用品費の請求については、納入業者の請求書の金額に照らし合わせて、実費分をご請求させていただきます。

・但し、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2 か月前までに

ご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

ア、窓口での現金支払い イ、下記指定口座への振り込み 大分銀行 鉄輪支店 普通預金 口座番号 5232630 口座名義人 社会福祉法人友愛会 静雲荘指定短期入所生活介護事業所 理事長 明石 秀伸

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

※利用予定期間の前に、ご契約者のご都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。

※前日のキャンセルについては無料。

※当日のキャンセルについては、要介護度別自己負担金＋食材料費相当の金額をお支払い頂きます。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議することとします。

※ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、契約者かかりつけ病院での受診が不可能な場合であり、又、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

当荘での医療行為は、あくまで日常生活での家庭看護に限ります。ご利用中、それ以外の医療行為におかれましては受診時のご協力をお願いします。

1 協力医療機関

医療機関の名称	別府湾腎泌尿器病院	
所在地	別府市北石垣深町 851 番地	0977-66-4111
診療科	内科、泌尿器科	

医療機関の名称	鶴見台病院	
所在地	別府市大字鶴見4075番地の4	0977-22-0336
診療科	精神科、神経科	

※事故発生時の対応

当施設は、ご契約者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ

ます。

※緊急時の対応

当施設は、ご契約者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により、ご契約者の病状に急変が生じたり、その他緊急時は速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。ご家族様への連絡及び医療機関での対応に際してご協力いただくことがございます。

6 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1 ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- 2 ご契約者の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。
- 3 非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 4 ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 5 ご契約者に対する身体的拘束その他行事を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- 6 ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- 7 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但しご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスをご利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ナイフ、包丁等の刃物 また、他の利用者の迷惑になると判断される物

（2）施設、設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

※居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

※故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

※ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

※当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような暴力行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫 煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

8 損害賠償について (契約書第15条、第16条参照)

当事業所においての事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合にも同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

＜損害賠償がなされない場合＞

以下の場合には、事業者の責に帰すべき事由が認められない限り、ご契約者に生じた損害を賠償いたしません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 ご契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害2 ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を事業者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもっぱらの原因として発生した損害3 ご契約者の、急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもっぱらの原因として発生した損害4 ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもっぱらの原因として発生した損害 |
|---|

9 サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

(1) ご契約者からの解約、契約解除の申し出 (契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者からご利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 ご契約者が死亡した場合2 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合3 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合4 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合5 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合6 ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下をご参照下さい。)7 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|--|

但し、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

- 1 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 2 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- 3 ご契約者が入院された場合
- 4 ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- 5 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 6 ご契約者からもしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 7 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 8 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- 1 ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じた場合
- 2 ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10 苦情の受付について (契約書第23条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎苦情受付窓口

[担当者] 荒 金 一 生

[職 名] 特別養護老人ホーム静雲荘 管理者

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:00～17:00

◎上記の者が不在の場合は、生活相談員が受け付けています。

◎苦情受付ボックスを事務所前ロビーに設置していますのでお気軽にご利用下さい。

第三者機関による苦情や相談の受付

第三者委員会	[担当者] 伊藤 博文 池上 恵子 久保 信子
	[電話番号] 67-2311
	[受付時間] 8:00 ~ 17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

別府市役所 高齢者福祉課	所在地 電話番号 受付時間	大分県別府市上野口町1-15 0977-21-1111 9:00~17:00
大分県 社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	大分県大分市大津町2-1-14 097-558-0300 9:00~17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	大分県大分市大手町2-3-12 097-534-8470 9:00~17:00

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護事業所 静雲荘

説明者職名 管理者 氏 名 荒 金 一 生 印

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 () _____

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 () _____

利用者との続柄 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令37号（平成11年3月31日）第125条の規程に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。